

問題点が多い？

ハラスメント指針の学習会



職場におけるパワーハラスメント対策が2020年6月1日から大企業の義務になります！最近ではハラスメントは労働相談の中でも上位を占める相談です。しかし、このハラスメント指針には問題点があります。労働組合や弁護士団体は政府に対してこの問題点を指摘しましたが、改善されませんでした。今回の指針によってハラスメントが行為者の証言を変えるだけでハラスメントでなくなる可能性があり、大変危険です。今回学習会を計画したのでぜひ、ご参加ください。

日時 4月16日(木) 18:30~20:00
場所 ハートフルスクエア-G 中研修室



講師 樽井直樹 弁護士

東海労働弁護団幹事長・名古屋法律事務所

労働法制対策会議

自由法曹団岐阜支部 東海労働弁護団岐阜支部 岐阜県労働組合総連合

問い合わせ先

〒500-8879

岐阜県岐阜市徹明通7-17 岐阜県教育会館402号室 岐阜県労連内

電話 058-252-3013 FAX058-253-4996